

大谷荘デイサービスセンター指定通所介護事業所
花巻市介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業

利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号通所事業・介護予防通所介護相当サービスの利用料・・・基本部分、加算の合計の額となります。

【基本部分：介護予防通所介護相当】

利用者の要介護度	基本内容	基本利用料 利用者負担(1割)	基本利用料 利用者負担(2割)
要支援1 事業対象者	週1回程度 月4回越えの場合	436円/回 1,798円/月	872円/回 3,596円/月
要支援2 (事業対象者)	週2回程度 月8回越えの場合	447円/回 3,621円/月	894円 7,242円/月

(注1) 上記の基本利用料は、花巻市が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 事業対象者は原則週1回程度(要支援1相当)とします。

【加算：介護予防通所介護相当】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件(概要)		加算額		
			基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
サービス提供体制 強化加算(I)※	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	要支援1	880円	88円	176円
		要支援2	1,760円	176円	352円
介護職員等 処遇改善加算I※	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合		上記基本部分と各種加算の合計 9.2%		

(注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(注2) 通常の事業の実施地域以外にお住まいの方で、その地域が厚生労働大臣が定める中山間地域であるときは、利用料金に1回につき5%の割増料金が加算されます。

(2) その他の費用

食費	食事の提供を受けた場合、1回につき580円の食費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。